



一緒にまちづくりをしませんか



河内町職員募集

令和6年度河内町採用試験
 (令和7年4月採用) を実施します
 【受付期間】7月1日(月)～7月31日(水)



※詳細はP2へ

● 定例相談 ●

心配ごと相談
 日時 7月1日(月) 午前10時～正午
 場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
 ※弁護士相談(要予約)

教育相談
 日時 月～金曜日 午前9時～正午(要予約)
 場所 教育委員会事務局
 問合せ先 ☎84-3322 ☎84-4730

成田空港に関する相談
 日時 火～金・日曜日 午前9時～午後5時
 【休み：月曜日(月が祝日の場合はその翌平日) 土曜日、祝日、年末年始】
 場所 河内町産業観光交流拠点施設
 “かわち夢楽”1階
 問合せ先 ☎0297-79-5815
 0120-84-5013(フリーダイヤル)

交通事故相談
 日時 月・水・木・金曜日
 午前9時～正午 午後1時～4時45分
 弁護士相談 第3水曜日
 午後1時～4時(要予約)
 場所 土浦合同庁舎 本庁舎2F
 問合せ先 県南地方交通事故相談所
 ☎029-823-1123

● 交通事故発生状況 ●

町内の交通事故 4月発生状況 (累計)

発生件数(人身事故)	0件(5)
死者数	0人(0)
負傷者数	0人(6)

竜ヶ崎警察署調べ

● 戸籍の窓 ●

4月届出分

おめでた	0人	転入	24人
おくやみ	13人	転出	25人

● 人口・世帯 ●

令和6年5月1日現在

人口	7,921人	(-14)
男	3,931人	(-7)
女	3,990人	(-7)
世帯数	3,397世帯	(-3)

● TELガイド ●

役場	☎84-2111	教育委員会事務局	☎84-3322
	☎84-4357	農村環境改善センター	☎84-2843
水道事務所	☎84-2361	福祉センター	☎84-3699
つつみ会館	☎86-2090	保健センター	☎84-4486
地域包括支援センター	☎60-4071	防災かわち(音声案内)	☎84-2212
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター	☎84-5455

● 休日当番医(7月) ●

	稲敷地区	龍ヶ崎地区	
7日	しんクリニック ☎029-875-5686	野村医院 ☎62-6561	龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック ☎64-3133
14日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎029-892-2627	横田医院 ☎62-0047	北竜台耳鼻咽喉科クリニック ☎95-3387
15日	佐倉クリニック ☎029-892-7011	菊地整形外科 ☎64-6111	松葉クリニック ☎65-7282
21日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	飯野クリニック ☎60-2323	竜ヶ崎医院 ☎62-0550
28日	すずきクリニック ☎0297-87-5253	秋本脳神経外科 ☎64-3311	吉澤胃腸内科医院 ☎66-0977

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

子ども救急電話相談 #7119 または 03-6667-3377
 おとな救急電話相談 #8000
 救急医療情報システム ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
 携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

● ごみ収集日(7月) ●

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	9・23	C地区	2・16・30	A地区		C地区	
B地区	11・25	D地区	4・18		13		27
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			7月中の予約→8月3日			

広報かわち Kawachi

令和6年6月3日発行

編集・発行 河内町役場秘書広聴課
 〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183
 ホームページアドレス <https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>

河内町アプリ
ダウンロードはこちらから

App Store

Google Play



☆河内町職員募集

令和6年度河内町職員採用試験(令和7年4月採用)を次のとおり実施します。

1 試験区分及び採用予定人員

- ・試験区分 事務等
・職務内容
①一般事務 3人程度
②保健師 2人程度
③認定こども園の保育教諭 1人程度

2 受験資格

- 次の(1)の資格を有し、(2)の欠格事項に該当しない人
(1)年齢・資格等
平成元年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度以上の学歴を有する人
(2)保健師
昭和59年4月2日以降に生まれた人。保健師資格を有する人、または令和7年3月31日までに保健師資格を取得見込みの人。
(3)認定こども園の保育教諭
昭和54年4月2日以降に生まれた人。保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人、または令和7年3月31日までに保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得見込みの人。

(2)欠格事項

詳細は総務課までお問い合わせください。

3 試験方法

試験は第一次試験、第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者に対してのみ行います。

◆第一次試験

・教養試験 ・適性検査

◆第二次試験

・面接による口述試験

◆第一次試験日・試験会場

試験日
9月7日(土) から
9月16日(月)の期間のうち、いずれか一日

◆受験手続

試験申込書類は、町ホームページからダウンロードしてください。※役場総務課でも配布しています。
必要事項を記入のうえ、総務課に持参または郵送にて提出してください。

◆受付期間

7月1日(月) から
7月31日(水)
午前8時30分から午後5時55分まで

での平日に限りです。
郵送の場合は、7月31日(水)必着
◆問合せ先
総務課 ☎84-6979

☆医療福祉費受給者証更新のお知らせ

重度心身障害者、母子家庭、父子家庭でマル福を受給している方は、受給者証の有効期限が6月末日となっております。6月下旬に受給者証を郵送します。7月からは新しい受給者証をお使いください。
◎確定申告がお済でない方、所得の確認が出来ない方は町民課での手続きとなります。
※健康保険証が変更になった方は、健康保険証を持参のうえ、速やかに変更手続きをしてください。

◆問合せ先

町民課 年金医療福祉係
☎84-6983

☆スズメバチ駆除費補助金について

町民の安全な生活環境の確保を図るため、スズメバチの巣の駆除について、駆除費用の一部を補助します。
◆補助対象者
○町内に土地と建物を所有または占有し、居住している方で、駆除業者によりスズメバチの巣を駆除された方
○町税等の未納がない方
○年度内に補助金の交付を受けた方が同一世帯内にいない方
※スズメバチ以外のハチの巣は補助の対象になりません。
◆補助金の額
○巣の除去に要した費用の2分の1の額(上限10,000円まで)
100円未満の端数は切り捨てです。
※予算の枠を超えた時点で受付終了となります。
◆申請方法
①補助金交付申請書
②駆除費領収書
③現場の位置図および見取図
④写真(全景、駆除前・駆除後)
①から④の書類等を持参し、巣の駆除終了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに生活環境課へ提出してください。

◆問合せ先

生活環境課
(本庁舎裏側・第2分庁舎)
☎84-6957

☆福祉用具貸し出しのお知らせ

河内町社会福祉協議会では、疾病・障害・事故などにより一時的に車イスが必要になった場合に無料で貸し出しを行っています。(貸し出し期間は1か月以内です)
◆問合せ先
河内町社会福祉協議会
☎84-2830



Information on a Kawachi Life

☆税務職員採用試験について

国税局や税務署において「税のスペシャリスト」として働く税務職員(国家公務員)を募集します。

◆受験資格

- ①令和6年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方
および令和7年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの方
②人事院が①に掲げる方に準ずると認める人

◆試験の程度

高等学校卒業程度

◆申込方法

インターネット申込み
https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html



◆受付期間

6月14日(金) 午前9時から
6月26日(水) まで
(受信有効)

☆植えてはいけない「けし」の発見に協力ください

「けし」の仲間、春から色鮮やかで美しい花を咲かせ、観賞用として人気があります。しかし、「けし」の仲間には、法律で栽培が禁止されているものがあります。植えてはいけない「けし」を発見した場合は、ご連絡ください。

◆連絡先

茨城県竜ヶ崎保健所 衛生課
☎62-2163

植えてはいけない「けし」の一例



俳句 くわち俳句会

- 新人が一步踏み出す麦の秋 石毛節子
ブラウスの色決めかねる薄暑かな 大野志げ子
麦畑頬にちくちくかくれんぼ 宮澤由紀江
ランドセル背に馴染むや麦の秋 寺田節子
苦も染も折り重なりておぼろなる 篠原富子
利根川の水豊かなり朧月 野田美智子
のつねりと立つや鉄塔麦の秋 神崎かずお
初夏の陽や海の底まで透しけり 遠藤正雄
筍に鎌の一撃食わせたり 田中康夫

Information on a Kawachi Life

いざという時、命を守るために

河内町では、地震等の自然災害から町民の生命と財産を守るために以下の事業を実施します。

旧耐震基準で建築された木造住宅について

木造住宅の耐震診断

- ◆町が派遣する診断士が、耐震補強が必要か判定し、大地震での倒壊の危険性を診断します。
- ◆受付期間：6月10日(月)から7月31日(水)
- ◆費用：無料
- ◆募集戸数：5戸

旧耐震基準
(昭和25年制定)
対象となる住宅



旧耐震基準では、震度5程度の地震でも「倒壊しないこと」という基準がありますが、最近おきている震度6、7の地震は想定されていません。

新耐震基準
(昭和56年制定)
対象とならない住宅



新耐震基準では、震度5程度の地震では「中規模の地震動でほとんど損傷しない」、震度6、7程度の地震で「倒壊しないこと」という基準になりました。

木造住宅の耐震補強

- ◆耐震改修設計を伴う耐震改修、または耐震建替の費用を補助します。
- ◆受付期間：6月10日(月)から7月31日(水)
- ◆補助額：工事費の4/5(限度額100万円)
- ◆募集戸数：1戸

倒壊の危険のあるブロック塀から生命を守るために

危険ブロック塀等の撤去

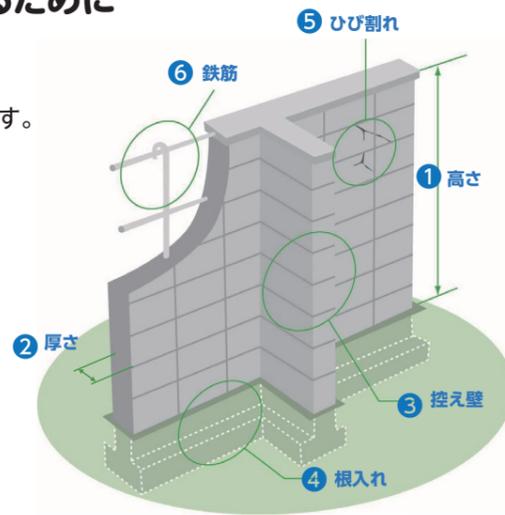
- ◆公道に面し、高さ80cmを超える塀の撤去費用を補助します。
- ◆受付期間：6月10日(月)から7月31日(水)
- ◆補助額：次のいずれか低い額(限度額100万円)
- ①撤去費×2/3
- ②撤去する危険ブロック塀の長さ×1万円/m×2/3
- ◆募集件数：1件

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず、外観で①～⑤をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば専門家に相談しましょう。

- ①塀は高すぎないか 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ②塀の厚さは十分か 塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ③控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合) 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ④基礎があるか コンクリートの基礎があるか。
- ⑤塀は健全か 塀に傾き、ひび割れはないか。

専門家に相談しましょう

- ⑥塀に鉄筋が入っているか 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)



組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- ①塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ②塀の厚さは十分か。
- ③塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ④基礎があるか。
- ⑤塀に傾き、ひび割れはないか。

専門家に相談しましょう

- ⑥基礎の根入れ深さは20cm以上か。

◆問合せ先 都市整備課 ☎84-6956

注意! あなたの土地が狙われています!

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

いつもみんなでむらなくみはれ

※不法投棄・野焼きを見つけたら **不法投棄110番(0120-536-380)**へ

受付時間は平日の8時30分～17時15分です。受付時間外は最寄りの警察署まで

◆問合せ先 生活環境課 ☎84-6957
茨城県廃棄物規制課 ☎029-301-3035

河内町営住宅入居者募集!

◆募集住宅

住宅名	構造	部屋タイプ	募集
みどりの里団地	鉄筋コンクリート造 2階建て	3LDK	4戸
たいようの里団地	木造 平屋建て	3LDK	1戸

◆家賃

入居人数、入居者全員の収入により毎年度、個々に計算します。

◆募集期間

6月3日(月)から6月28日(金)まで
※募集期間内に募集戸数に満たない場合は、随時募集となります。

◆入居予定日

8月上旬以降

◆申込資格

各種要件(収入基準、住宅に困っている、同居の親族がいること、町税等の滞納がないことなど)を備えていることが必要です。また、Uターン転入等、町外の方でも申込ができますので、詳しくはお問い合わせください。

◆申込方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申し込みください。
※申込書は、都市整備課で配付しています。(町ホームページからもダウンロードできます)

◆申込・問合せ先

都市整備課 ☎84-6956



出典：パンフレット「地震からわが家を守る」日本建築防災協会 2013.1より一部改

龍ヶ崎地方塵芥処理組合の財政状況を公表します

地方自治法第292条の規定により準用する同法第243条の3第1項及び龍ヶ崎地方塵芥処理組合財政事情書の作成及び公表に関する条例の規定により、財政事情を下記のとおり公表いたします。
 令和6年5月1日 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 管理者 萩原 勇

●令和5年度下半期(10月～3月)の財政事情書(令和6年3月31日現在)
 令和5年度一般会計の執行の状況 ※出納整理期間が5月31日までとなっていますので、収入・支出済額欄は確定額ではありません。(単位:千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	1,217,451	1,217,451	議会費	2,279	1,801
使用料及び手数料	160,318	163,162	総務費	146,811	76,986
財産収入	6	3	衛生費	1,267,676	812,606
繰入金	18,061	17,160	公債費	117,130	117,127
繰越金	78,437	78,438	予備費	3,000	0
諸収入	62,623	75,143			
歳入合計	1,536,896	1,551,357	歳出合計	1,536,896	1,008,520
収入率		100.94%	支出率		65.62%

●令和6年度一般会計当初予算の状況

歳入			歳出		
項目	金額(千円)	割合(%)	項目	金額(千円)	割合(%)
分担金及び負担金	1,183,438	75.15	議会費	2,279	0.14
使用料及び手数料	161,201	10.24	総務費	96,177	6.11
財産収入	6	0	衛生費	1,356,385	86.13
繰入金	135,301	8.59	公債費	117,021	7.43
繰越金	10,000	0.63	予備費	3,000	0.19
諸収入	84,916	5.39			
歳入合計	1,574,862	100.00	歳出合計	1,574,862	100.00

組合所有財産の状況

土地	131,347.0㎡
建物	19,679.8㎡
車両	9台
基金積立金	151,431千円

組合債現在高の状況

一般廃棄物処理事業債 876,692千円
 ◆問合せ先◆ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合
 管理課総務 G ☎60-1777

龍ヶ崎地方衛生組合の財政状況を公表します

地方自治法第243条の3第1項及び龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例の定めにより、本組合の財政事情を下記のとおり公表する。
 令和6年5月1日 龍ヶ崎地方衛生組合 管理者 寛 信太郎

●龍ヶ崎地方衛生組合の財政(令和6年3月31日現在)
 令和5年度下半期(10月～3月)の財政事情書
 ※出納整理期間が5月31日までとなっていますので、収入・支出済額欄は確定額ではありません。(単位:千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	339,453	339,453	議会費	3,310	3,073
使用料及び手数料	23,106	21,205	総務費	58,779	56,815
財産収入	41	40	衛生費	335,186	267,578
繰入金	0	0	予備費	10,000	0
繰越金	28,549	28,549			
諸収入	16,126	16,141			
合計	407,275	405,388	合計	407,275	327,466
収入率(%)		99.54	支出率(%)		80.40

●令和6年度一般会計当初予算の状況

歳入			歳出		
項目	金額(千円)	割合(%)	項目	金額(千円)	割合(%)
分担金及び負担金	391,349	87.00	議会費	4,393	0.98
使用料及び手数料	23,136	5.14	総務費	56,810	12.63
財産収入	41	0.01	衛生費	378,615	84.17
繰入金	25,000	5.56	予備費	10,000	2.22
繰越金	10,000	2.22			
諸収入	292	0.07			
歳入合計	449,818	100	歳出合計	449,818	100.00

組合所有財産の状況

土地	32,812㎡
建物	8,192㎡
車両	5台
基金積立金	208,243千円

組合債現在高の状況

一般廃棄物処理事業債 0円

「クリーンプラザ・龍」より

令和5年度の可燃ごみの処理状況と排ガスの測定結果をお知らせします。

可燃ごみの処理状況について(表1) 排ガスの測定結果について(表2)

龍ヶ崎市・利根町・河内町から排出された可燃ごみの焼却量は、令和5年度は33,288tで、令和4年度の33,855tと比較して567t減少しています。また、最終処分場への埋立量は、令和5年度は3,248㎡で、令和4年度の3,960㎡と比較すると712㎡減少しています。
 ごみの減量にご協力下さい。

ごみ焼却施設における排ガス中の有害物質の測定を、令和5年度中に4回(ダイオキシン類は2回)実施しました。

測定結果については、いずれの項目においても国の排出基準を大きく下回っていました。今後とも「クリーンプラザ・龍」は、周辺住民の皆さま方に安心していただけるように、公害防止対策に万全を期するとともに、公害自動監視盤で有害物質測定値を常時表示するなど、開かれた施設として運転管理を行います。

表1 可燃ごみ処理状況

項目	単位	令和4年度	令和5年度
可燃物焼却量	t	33,855	33,288
焼却灰・飛灰の熔融処理量	t	2,571	2,529
埋立量(スラグ・ダスト固化物・不燃残渣・土)※	㎡	3,960	3,248
埋立累計量	㎡	96,158	99,406
埋立残余容量	㎡	22,242	18,994

※最終処分場の埋立容量は118,400㎡です。

表2 排ガス測定結果(4回の平均値)

項目	単位	国の排出基準	令和4年度	令和5年度
ばいじん量	g/m ³	0.15以下	0.002	0.001
硫酸化物	ppm	3,220以下	4	7
塩化水素	ppm	430以下	23	17
窒素酸化物	ppm	250以下	33	30
一酸化炭素	ppm	100以下	5	5
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	5以下	0.0065	0.0037

※測定値が定量下限値未満の場合は、定量下限値を測定値とみなして平均値を算出しています。
 ※ダイオキシン類の測定結果は2回の平均値です。
 N(ノルマル):0℃、1気圧に換算した時の値
 ppm(パーツパーミリオン):百万分の1を表す割合の単位
 TEQ(ティーイーキュー):ダイオキシン類全体に含まれる毒性の強さを表す単位(「毒性等量」という)

河内町のごみ処理状況について

令和5年度のごみ処理状況及び資源物回収状況は、下表のとおりです。
 燃えるごみ処理量を令和4年度と比較すると31tの減少、燃えないごみ処理量は、39tの減少となっています。
 分別すれば、資源として再び有効活用され、ごみの減量にもつながります。みんなでごみ減量化・再生利用を進めましょう。

町のごみ処理状況 (単位:t)				町の資源回収状況 (単位:t)			
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
燃えるゴミ(プラスチックごみ含む)	2,313	2,337	2,306	紙類	157	152	139
燃えないゴミ	120	134	95	布類	4	6	3
粗大ごみ	23	15	20	空き缶、鉄類	28	26	24
合計	2,456	2,486	2,421	ビン類	44	42	40
人口(10月1日現在)	8,430	8,233	7,995	ペットボトル類	22	20	19
1人当たり	291kg	302kg	303kg	合計	255	246	225

議会報告会開催のお知らせ

河内町議会では、議会活動に関する情報を公開するとともに、町民に対する説明責任を果たし、町民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を開催します。

日時 令和6年7月7日(日) 午後2時から

場所 農村環境改善センター 多目的ホール

内容 ①議会のしくみ等について
②予算審査特別委員会からの報告
③常任委員会からの報告
④町民の皆さんとの意見交換

申込 不要(ご質問がある場合は、事前に議会事務局までお知らせいただくと幸いです)



◆問合せ先 議会事務局 ☎84-2111 内線201

福祉有償運送の運転協力ボランティアを募集しています!!

☆空いてる時間を利用してボランティアをしてみませんか?
☆車で送り迎えの簡単なボランティアなので、ボランティア未経験の方でも気軽に協力いただけます!!

◆活動日 平日のみ

◆送迎の車は社協で用意した軽自動車と福祉車両です。

◆「移動サービス運転者認定講習会」に2日間参加して頂きます。

◆運転協力ボランティアの詳細は河内町社会福祉協議会までお電話下さい。☎84-2830

福祉有償運送とは…?

高齢者や障害者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャー等の送迎をするサービスです。



龍ヶ崎地方衛生組合情報公開制度の運用状況をお知らせします

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の情報公開制度の運用状況は次のとおりです。

本制度の積極的なご利用と組合運営に対するご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

1) 公開請求の件数	0件
2) 公開決定の件数	0件
3) 審査請求の件数	0件

◆問合せ先 龍ヶ崎地方衛生組合 総務課 ☎64-1144

龍ヶ崎地方塵芥処理組合情報公開制度の運用状況をお知らせいたします

令和5年度は、公開請求がありませんでした。 ◆問合せ先 龍ヶ崎地方塵芥処理組合

管理課 総務G ☎60-1777

令和6年度 河内町水稲病害虫防除事業費補助金について

水稲病害虫防除対策として、薬剤の購入費等の一部を補助します。

- 対象者: 町内に住所を有する稲作農家および稲作を行う生産組織(法人等)
※営農計画書を提出し、町税等に未納がないこと。
- 対象薬剤: ①ヒメトビウンカまたはウンカ類に登録のある苗箱用薬剤
②適用病害虫名がカメムシ類の薬剤
- 補助対象経費: ①苗箱処理に用いる薬剤購入費。ただし、薬剤の標準使用量分(ラベル等に記載されている使用量)を上限
②薬剤空中散布および薬剤手撒き等に要する経費(薬剤費、空中散布経費、委託料含む)
- 補助率および上限額: 補助対象経費の3分の1以内で、10アール当たり500円を上限
※10円未満端数切捨て、予算の範囲内で交付のため上限額を下回る場合があります。
- 対象農地: 令和6年度営農計画書に基づき、稲を作付けた農地
- 申請期間: 令和6年7月1日(月)から令和6年10月31日(木)まで
- 申請方法: 町ホームページから申請書(様式第1号)をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、次の①または②のどちらかの書類を添付して農政課まで提出してください。
①納品書(購入農薬名および数量の記載があるもの)および領収書、または販売証明書等の写し
②空中散布の場合は、委託等に要した費用の領収書等および明細書(散布した薬剤名、作業内容、散布実施面積等の記載があるもの)等の写し
※申請書は農政課窓口にも備え付けてあります。
- 留意事項: 来庁の際には、振込先口座がわかるものを持参してください。
※詳細については、農政課までお問い合わせください。



◆問合せ先 農政課 ☎84-6975

カモ類・オオバンの農作物被害対策について

鳥獣被害防止対策事業

有害鳥獣による販売を目的とした農作物等への被害を防止するため、農業者が実施する鳥獣被害防止対策に対して補助金を交付します。

今年度に事業を希望される方は農政課まで申込みをしてください。

- 募集期間: 7月31日(水)まで
- 対象経費: 設置費用および資材費の合計が24万円以上の防鳥ネット
※目合30mm以下および1,000デニール以上のものが対象規格となります。
- 補助額: 12万円(定額)
- 事業対象者: ①町内に住所を有する認定農業者
②町税等に未納がない者(生計同一者を含む)
- 募集件数: 10件

◆問合せ先 農政課 ☎84-6975

河内青年農業者 KYAP クラブ会員募集

KYAP クラブは、これからの河内町の農業を担う青年農業者の組織です。

現在16名の青年農業者で構成され、定期的な会合による勉強会、現地研修会、クラブ員相互の交流を行い、各々の農業経営の改善、知識、技術の習得に努めております。



＜対象者＞
農業に従事している、またはこれから農業に従事しようと考えている青年(55才以下)の方
・河内町にお住まいの方
・河内町に勤務している方
・活動に賛同していただける方

KYAP クラブとは!
・Kawachi
・Young
・Agriculture
・Professional
上記の4語の頭文字に由来し、「ケイワイエーピー」と読みます。

あなたも一緒に活動に参加してみませんか?



入会を希望される方は、農政課までお問い合わせください。 ◆問合せ先 農政課 ☎84-6975

新しい区長さんをご紹介します

地域と行政を結ぶパイプ役として区長のみなさん1年間よろしくお願いします

令和6年度区長会議開催

地域と行政を結ぶパイプ役として町からのお知らせの伝達や、地域住民の代表として要望や意見を町に提示したりと、住みよい町づくりのため活躍される各地区の区長さんが決まり、5月19日(日)に令和6年度区長会議が農村環境改善センター多目的ホールで開催されました。



生板地区

宿西	大野 和巳
関場1	柳 枝 正
関場2	石山 正晴
中道	山本 豊
幸谷	大野 祐意智
堤向	篠崎 正
万年	野高 眺
北河原	松田 正男
浄玄	倉本 幸子
内野	真仲 良晶
早井	金田 裕男
砂場	長峰 博美
南丸田	石原 純夫
外丸田	大藤 喜一
北丸田	石山 裕一郎
四ツ家	杉野 幹雄
三ツ家	槻本 道政
堀割	山中 三郎
小巻	野澤 輝美
小林町歩	杉田 正則
角崎町歩	仲久木 富美子
大鍋堤	齋藤 渉
大鍋中	大塚 正明
生鍋	田中 勇雄
竜町歩	川村 博巳
藤蔵1	大野 良和
藤蔵2	竹澤 光昭

源清田地区

堤	町田 瑞夫
古通	秋山 豊
新橋	秋本 博夫
広田	小口 昭彦
中曽根	吉原 哲
保村上	朝日 奈光
保村下	畑井 文夫
遠下	太田 晴美
高	石川 広樹
布鎌上	山本 文子
布鎌下	田沼 精一
平三郎	藤間 悦子
宮淵	大塚 好勝
猿島	木村 正己
羽子騎上	羽鳥 明
羽子騎下	中澤 英治
古河林上	杉山 記陸
古河林下	飯塚 弘身
手栗上	谷津 徳也
手栗下	萩原 治夫

長竿地区

上組	田中 光一
中上組	菊池 俊太郎
下組	大野 哲
愛宕町	郡司 靖則
中郷	眞行寺 博
荒地	奈良 攻
大境	垣沼 智恵子
下町歩	木内 秀紀
十里	田沼 文雄
庄布川1	星野 武彦
庄布川2	田仲 正樹

金江津地区

田川	松澤 松男
流作	遠路 幸男
排水機	佐々木 祐次
片巻	関口 眞一
和銅谷	松崎 稔
しらさぎ台	井黒 豊
下加納	石田 利明
上金江津	根本 眞治
中金江津	福田 喜代司
下金江津	橋原 洋
平川	久松 茂
十三間戸	高橋 克雄

【敬称略】

◆問合せ先 総務課 庶務係 ☎84-6979



介護保険のしくみについて出前講座が開催されました

4月21日(日)、下金江津地区公会堂で町福祉課職員による出前講座が行われました。

講座では、介護保険の申請から利用までの手順、申請時のポイントや利用検討のタイミングについて説明等が行われ出席者の方が熱心に耳を傾けておられました。

介護保険は、地域で介護を支える社会の仕組みです。利用方法や申請について、お困りごとやご質問がある場合は、ご相談ください。

◆問合せ先 福祉課 介護保険係 ☎84-6982



かわち学園児童生徒がジャガイモの芽かき、さつまいもの苗植え作業を行いました

4月16日(火)にジャガイモの芽かき、5月15日(水)にさつまいもの苗植えをかわち学園東側の畑で、児童生徒が長竿地区農地を守る会と同地区シニアクラブのみなさんからのご指導をいただきながら作業を行いました。収穫するのが楽しみです。



ジャガイモの芽かきの様子



さつまいもの苗植えの様子

地域おこし協力隊通信 VOL.4

協力隊員が活動報告、活動を通じて感じたこと、発見した河内町の魅力などの情報を発信します。

地域魅力化コーディネーターとして活動しています、國府田です。

5月11日、長竿地区生産者・町役場職員の皆様のご支援をいただき「かわち食の体験会」の第一弾!【かわち田植え体験】を中央公民館前の田んぼで実施しました。

町内外から集まった、2歳から65歳まで総勢37名の参加者が、まだ冷たい水に歓喜の声をあげながら、はじめての田植えと河内産米のおにぎり弁当を楽しみました。



途中、鈴木教育長にも、田植えの実演をいただき、「稲刈りから、わら細工までの体験もできたらいいですね」とお話しをいただきました。次は【稲刈り】です。それまで、皆さまの稲の成長を定期的に発信しますので、お楽しみに。



國府田克也 隊員

子育てとくらしの身近な相談窓口

河内町スクールソーシャルワーカー(SSW)



河内町スクールソーシャルワーカーは、
対象年齢を0歳～18歳にしています

小学校(前期課程)入学前の小さなお子様から、
中学校(後期課程)卒業後の3年間、18歳まで
相談を受け付け、子どもたちと家庭をサポートしていきます

子育てが大変で
なんだか疲れてしまった



子どもが言うことを
聞かず困っている



かんしゃくがひどく
かかわりがむずかしい



健康や生活に
不安や悩みがある



子どもが登園・登校を
しぶるようになった



高校生活、将来に
不安や悩みがある



相談・連絡先

河内町教育委員会(みずほ分庁舎)	☎0297-84-3322	0歳～未就学児、 義務教育後(16歳～18歳)
かわちこども園	☎0297-84-2657	
かわち学園(前期・後期課程)	☎0297-84-6233	

河内町スクールソーシャルワーカー(SSW) 自己紹介

おおばやし

大林 ひろこ 《資格》社会福祉士 公認心理師 保育士

子育てや家庭での悩み、困りごとを聞いて、
解決方法を一緒に考えていく社会福祉士(ソーシャルワーカー)です
お気軽にご相談ください



IT 相談員より無料相談会&スマホ教室のお知らせ

6月も下記スケジュールと場所でスマホ教室&よろず相談会を開催しています!!

■生板集学校(旧生板小学校)

：月曜日 10時～16時

→午前中はスマホ教室、
午後はよろず相談会を実施しています

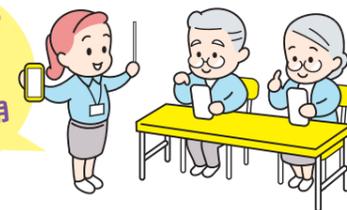
■役場本庁舎1F：木曜日 9時～12時

スマホ教室・よろず相談 Q&A

- Q. Bluetooth 機器をスマホと接続したい
→お客様と一緒に設定し、解決
- Q. 電話帳が50音順に並ばない
→フリガナを設定し、解決
- Q. アプリの通知マークが消えない
→スマホの再起動で解決 などなど



一回で覚えられ
なくてOK!
わかるまで、
何度でもご利用
ください!!



消防本部からのお知らせ

救急車の適正利用をお願いします!

稲敷広域消防本部管内の救急出動件数は年々増加傾向
となっております。令和5年中の救急出動件数は16,985
件あり、約半数が医師により軽症と診断されています。ま
た、救急出動の重複要請の増加に伴い、管轄外の消防署から
救急車が出動することとなり、現場到着までの時間が遅
れてきている現状があります。

救急車は大切な命を守る為、24時間いつでも出動でき
るよう準備していますが、同時に出場できる台数や隊員は
限られております。救急車を本当に必要としている住民に
対して迅速・的確に出動できるよう「救急車の適正利用」
にご理解とご協力をお願いいたします。

◆問合せ先 稲敷広域消防本部 救急課 住所：龍ヶ崎市 3571 番地の 1
☎64-3846 ホームページ：<http://www.inashiki-kouiki.jp>

○救急車を呼ぶか
迷った場合に活用できる
電話相談です。

①おとな救急電話相談

#7119

②こども救急電話相談

#8000

生板地区(利根川)の洪水を想定した広域避難訓練を実施します

- ・日 時 令和6年7月21日(日) 8時40分発令
- ・場 所 阿見町吉原交流センター体育館
- ・参加者 河内町生板地区、自主防災組織(5地区)
- ・協 力 阿見町役場、防災士アドバイザー連絡会等

◆問合せ先 総務課 交通防災係 ☎84-6979

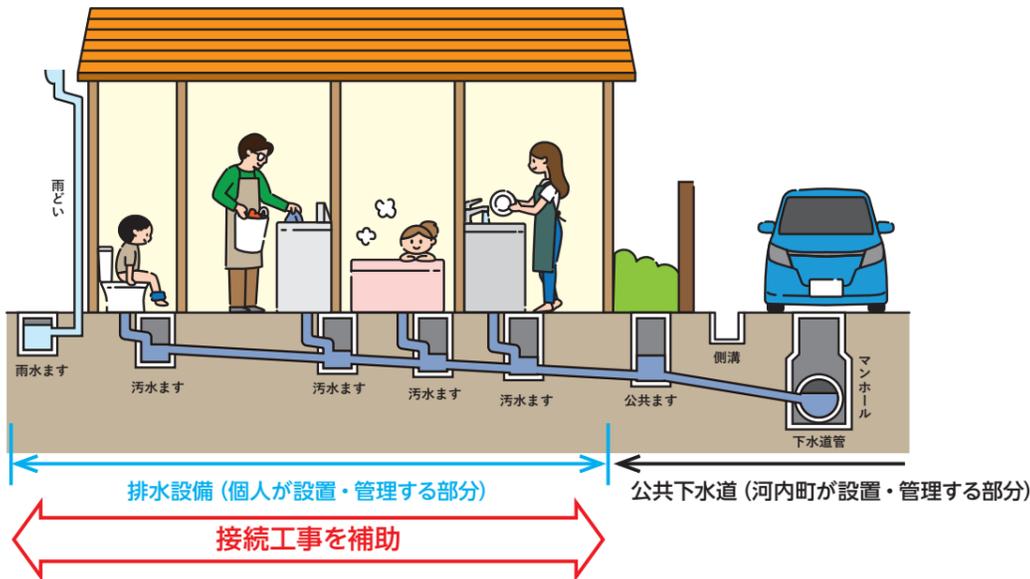


下水道接続補助制度のご案内

下水道が供用開始されたら、遅滞無く下水道に接続することが義務付けられています。
(下水道法第10条)

対象

- ・下水道供用開始区域内の建物（事業所・店舗・浄化槽等使用からの建て替えによる新築も対象）
 - ・接続工事の実施にあたって土地や建物所有者の同意を得た方
 - ・町税等（下水道受益者分担金・水道使用料を含む）を滞納していない方
- ※貸付には連帯保証人（町内在住の成年者で独立の生計を営む者）が必要です。



補助要件①	補助要件②	補助限度額	貸付限度額
供用開始4年目以降も特別な理由がある場合には対象になります（※1）	接続する世帯の方の中で、18歳未満の方または65歳以上の方がいる場合かつ接続する世帯の方全員の課税標準額の合計が、348万円以下である場合	36万円 または実工事費のいずれか少ない額	50万円 実工事費から補助金交付額を差し引いた額内
	上記の内容に当てはまらない場合	5万円	50万円 実工事費から補助金交付額を差し引いた額内

※1 供用開始4年目以降も対象となる特別な理由とは
・費用の調達が困難だった・浄化槽を使用していた・土地や建築物等の状況で工事が困難だった等

補助を受けるには

河内町が指定する排水設備指定工事店へ工事に関する費用など問い合わせして、見積をもらい契約をして下さい。

※排水設備指定工事店は町への申請書類の提出などの手続きを申請者に代わって行ってくれます。

◆問合せ先 上下水道課（河内町長竿5294-3 水道事務所内） ☎84-2361

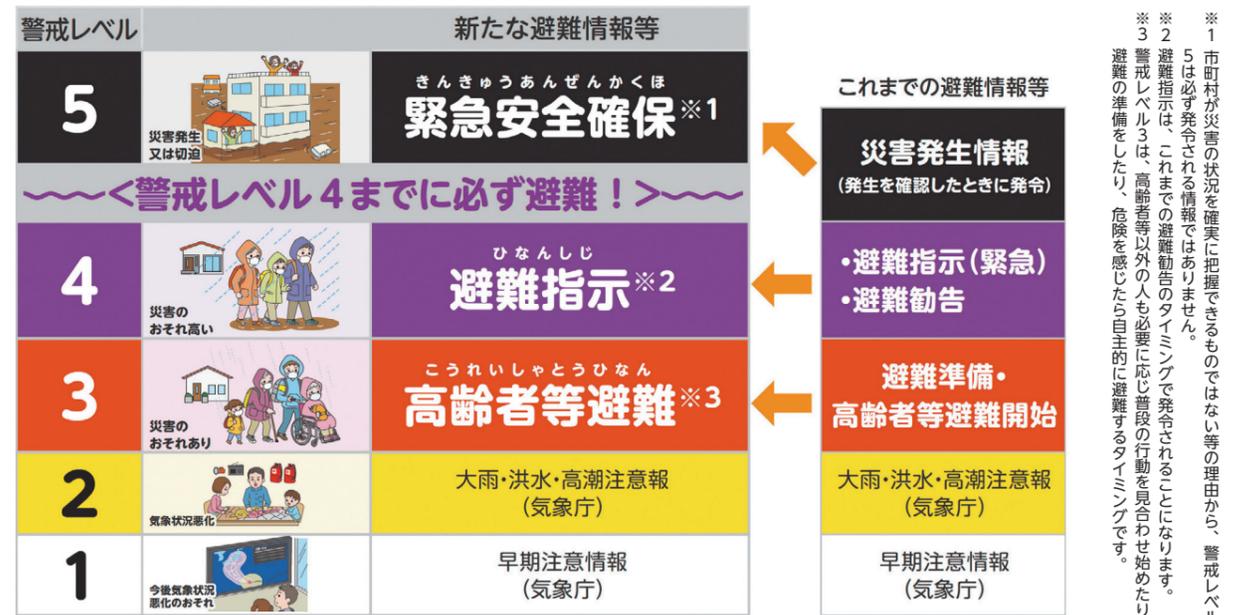
洪水・台風シーズンに向けて

1. 洪水が発生する恐れがある場合は、親戚・知人宅への避難を最優先に考えましょう。（マイタイムラインを作成し避難のタイミングを決めておく）
2. 広域避難所の開設については、防災無線で随時連絡します。
3. 移動手段のない方向けに、広域避難所まで臨時バスを運行します。
4. 雨降り前に排水溝の清掃や風で飛ばされないように物を固定するなど線状降水帯、ゲリラ豪雨、台風対策をしましょう。

No.	Aルート	Bルート	Cルート	Dルート
1	十三間戸	宮 淵	旧生板小学校	藤 蔵
2	平 川	幸谷入口	椎塚商店前	ニッソーカントリー前
3	下金江津	浄 玄	北河原集会所前	川村建設前
4	中金江津	堀 割	松浦公園前	細井電気商会脇
5	つつみ会館	役 場 前	皇大神社前	平三郎集会所前
6	山倉商店脇	みずほ分庁舎	咲や姫前	十里集会所前
7	下加納農村公園前	高 入 口	内野集会所前	下町歩集会所前
8	片 巻	上 長 竿	学 校 橋 前	田川共同利用施設前
9	突 合	長竿四ツ角	手栗集会所前	木村商店前
10	二本松	中央公民館	庄布川集会所前	流 作
11		かわち学園		

※ルートは、上記のとおりです。防災ガイドブック・ハザードマップを参照。

※臨時バスの運行開始については、防災無線でお知らせします。 ※バス停間は、約5分で移動しますので早めの準備をお願いします。



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせて始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

自助・共助・公助とは

「自助」「共助」「公助」とは、防災や減災の対応に「自ら助ける・行動する」「地域・近隣で助け合う」「行政が支援する」という考え方です。「自助」「共助」「公助」では、相互に協力・連携することが欠かせません。

自助の活動例	●住宅の耐震化、家具の転倒防止 ●飲料水や食料、非常用物資の備蓄 ●被災時における連絡手段の確保
共助の活動例	●防災訓練や防災研修会の実施 ●自主防災組織の設立・運営 ●要配慮者への支援活動
公助の活動例	●防災対策の検討・推進 ●自助、共助への支援



◆問合せ先 総務課 交通防災係 ☎84-6979

食育だより

vol.150

～こころとからだを育む食育～

6月は食育月間

問合せ先 保健センター ☎84-4486

食育とは生きる上での基本であって、知育、徳育および及び体育の基礎となるべきものと位置づけられます。

6月は食育月間です。あわせて毎月19日は「食育の日」です。

いばらきの食育合い言葉は「おいしいな」

- おはよう、ごはんを食べましょう
- いただきます、ごちそうさまをいしましょう
- しっかり野菜を食べましょう
- いばらきの食べ物を味わいましょう
- なかよくみんなで食事を楽しみましょう

毎月19日には「おいしいな」が実践できたか振り返ってみましょう。



野菜はしっかり食べていますか？

野菜は**ビタミン**や**ミネラル**・**食物繊維**を多く含んでいます。それぞれの働きを紹介します。

ビタミン

ご飯などの炭水化物がエネルギーになるのを助けます。

ミネラル

身体機能の維持・調節を行います。

食物繊維

便意の解消・食べ過ぎの防止・血糖値の急上昇を抑制します。

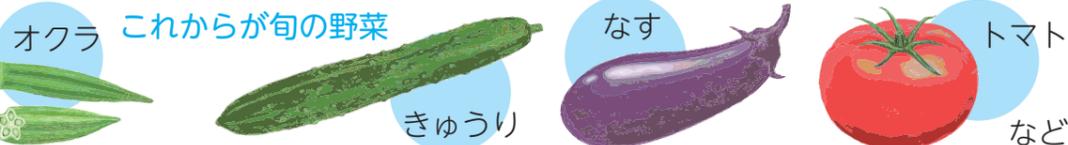
野菜はどのくらい食べたらいいの？ →目標1日350gです。



生野菜であれば**両手3杯分**、ゆで野菜であれば**片手3杯分**を目安に食べましょう。野菜は「かさ」が多いことから満腹感を与えてくれますが、たくさん食べにくいということがあるかもしれません。調理方法を組み合わせて食べましょう。

旬の食材を食べよう

食べ物には一番おいしくて栄養たっぷりの時期、旬(しゅん)があります。



暑い日が増えてきました。熱中症に気をつけましょう！

暑さに慣れていないこの季節は、体内の汗の量や血流が比較的少なく、体から熱が逃げにくいと、熱中症にかかりやすくなります。熱中症は体内の水分や塩分のバランスが崩れ体温調節機能がうまく働かなくなり、体に熱がこもった状態をさします。



暑さ指数(WBGT)をご存じですか？これは熱中症のなりやすさを表す値で、暑さ指数が25～28未満が警戒レベル、28～31未満が厳重警戒レベル、31以上は危険とされており、33以上になった時に熱中症警戒アラートが、35を超えると、熱中症特別警戒アラートが環境省・気象庁から発表されます。警戒アラートが発表された時は、急を要さない外出は控え、いつも以上にこまめに水分をとるようにしましょう。室内にいる時も、室温は28℃以下、湿度は70%以下になるようエアコンなどで調節しましょう。

河内町では熱中症対策の一つとして、暑さをしのぐ一時避難場所として公共施設を休憩スペースとして利用できるよう開放いたします。**熱中症特別警戒アラートが環境省より発表されるなど、極端な高温の発生時**には、暑さをしのぐ一時避難場所としてご利用ください。

河内町のクーリングシェルター

- 開設場所は、下記施設のロビーです。
- 飲み物などは、ご自身でご用意ください。

施設名・(住所)	開設曜日	開設時間
役場本庁舎(源清田 1183)	毎日	午前9時から 午後5時まで
福祉センター(生板 9593)	月曜日から金曜日まで(祝日除く)	
保健センター(長竿 3693-2)		
つつみ会館(金江津 645-227)		
農村環境改善センター(長竿 3689-1)	火曜日から日曜日まで(祝日除く)	

※ 業務の関係で利用できない場合もございます。

6月4日から6月10日は 歯と口の健康週間です！

～歯と口は健康のみならず！定期的にセルフチェックをしましょう～



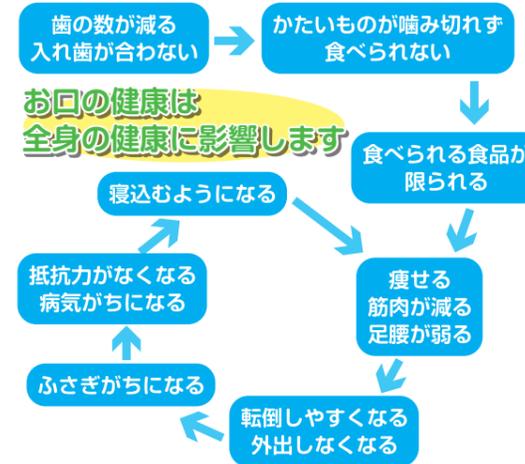
栄養を取り込む歯と口の健康は、全身の健康を支える土台といえます。食べ物は噛んで飲み込み消化されて、はじめて栄養として体に摂取されます。歯と口の機能が低下すると、食事の内容が制限され、栄養が不足したり、免疫力の低下につながるだけでなく、下の図のような負のサイクルに陥ることもあり全身の健康に大きな影響を及ぼします。

歯を失うおもな原因である歯周病とは

歯周病は、細菌の感染によって引き起こされる炎症性疾患です。歯と歯肉の境目の清掃が行き届かないと、そこに多くの細菌が停滞し歯肉が炎症をおこします。進行すると歯周ポケットと呼ばれる歯と歯肉の境目が深くなり、歯を支える土台が溶けて歯が動くようになります。歯周病菌が増えると、腫れた歯肉から血液中に入ってしまうこともあり、血流によって全身をめぐる、動脈硬化を起こしやすくなります。心臓の動脈で動脈硬化が起こり血管が詰まれば心筋梗塞、脳の血管が詰まれば脳梗塞になるリスクが増します。他にも誤嚥性肺炎、糖尿病、狭心症、骨粗しょう症、認知症などの病気にも関係があることがわかってきています。

日々の歯と口のセルフケアが大切

- ① 口の清潔を保つ(食後の歯みがき・入れ歯の手入れ等。就寝前は歯間ブラシなどで念入りに)
- ② 食事はよく噛んで食べる(唾液の分泌が虫歯や歯周病の予防に)
- ③ 歯や歯ぐきをセルフチェック・気になる場所があれば歯科医院へ



健康的な日常生活を営むには、歯と口の健康がとても重要です。日々のセルフケアで、大切な歯と口の健康を守り、よく噛んで食事を楽しめる生活を保ちましょう。

◆問合せ先 保健センター ☎84-4486

地域包括
支援センター
だより

認知症予防カフェ 鼎の郷 開催しています。



講師：本橋英子氏

4月23日(火)の認知症予防カフェでは、いばらきくらしのセミナーから茨城県消費者教育講師の本橋英子氏をお招きし、「高齢者を狙う悪質商法と対処法」についてご講話いただきました。

内容は、今はやりの悪質商法や被害にあわないためにすることなどを教えていただきました。お話の合間に、被害防止の内容にした「うさぎとかめ」の替え歌をみんなで歌ったり、脳トレになる後出しジャンケンなどでクールダウンしながら楽しく学ぶことができました。

カフェの後半は「紙飛行機とばし大会」を行いました。ルールは簡単!自分で折った紙飛行機をとばし、一番遠くへとばした方が優勝です。大会は予想以上の盛り上がり!!今回は鼎の郷で用意してくれた景品が多数あり、多くの方が景品を手に入っていました。

昨年からはじめた地域密着型養護老人ホーム鼎の郷での認知症予防カフェは、若年性認知症を含む認知症の人およびその家族、認知症を予防したいと思う地域住民などをはじめ、「誰もがくつろげる自由なカフェ」となっています。毎回20名程の方が参加されています。お友達同士の参加が多いのですが、娘さんとお母さん、お嫁さんとお義母さんといった組み合わせの参加も増えています。また娘さんが、お母さんのお友達も一緒に連れて来てくれるの参加もあり、鼎の郷のカフェはとても良い広がりを見せています。



みなさんもお近所やお友達とお誘い合わせの上、お気軽にカフェへお越しください。なお、ご希望の方は包括支援センター職員が認知症に関する個別相談も行いますので、遠慮なくお声掛けください。

問合せ・申込先 河内町地域包括支援センター ☎60-4071

河内町 子育て支援センター **おひさま** からの

おしらせ

◆問い合わせ
福祉課
☎ 84-6982
担当 篠田・荒井

「お友だちが近くにいないの!」「ママ友がほしい!」「遊ぶ所がない!」と悩んでいる方、遊びに来て下さい!はじめての利用者様も大歓迎です!みんなで子育ての輪を広げましょう。お部屋に入る前に、手・指の消毒等をお願いしています。マスクの着用は、個人(お子さんの着用は保護者)の判断とします。

4月より場所が、旧かわち認定こども園に変わりました。月～金曜日、週5日開設しています。是非!遊びに来て下さい。

日	曜日	イベント・スケジュール
1	月	自由遊び
2	火	自由遊び
3	水	自由遊び
4	木	おはなしなあ～に?
5	金	作って遊ぼう!
8	月	自由遊び
9	火	自由遊び
10	水	親子ではっぴ～ヨガ
11	木	自由遊び
12	金	英語で遊ぼう
16	火	自由遊び
17	水	自由遊び
18	木	自由遊び
19	金	自由遊び
22	月	自由遊び
23	火	自由遊び
24	水	踊って遊ぼう
25	木	自由遊び
26	金	あかちゃんひろば
29	月	出張広場
30	火	自由遊び
31	水	自由遊び

この他、不定期に
絵本の読み聞かせ等も
行っていきます。
お楽しみに♪

利用時間・持ち物
・月～金曜日(予約不要)
(祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く)
・時間：午前9時30分から午後2時30分まで
・対象：0歳～就学前のお子様と保護者
・持ち物：着替え、水筒(飲み物)など
・ごみ、オムツは持ち帰りをお願いします。

7/4(木) おはなしなあ～に?
読み聞かせやお話シアターを楽しみます。
時間：午前10時30分から

7/5(金) 作って遊ぼう!
♪ささのは さ～らさら～♪
もうすぐ七夕☆笹飾りを作り
ましょう。どんなお願いごと
をしようかな?
時間：午前10時30分から

7/10(水) 親子ではっぴ～ヨガ
楽しく体を動かして、リフレッシュ!
ハッピーになりましょう。
時間：午前10時30分から11時くらい

7/12(金) 英語で遊ぼう
親子で楽しく英語で遊びましょう。
時間：午前10時30分から11時くらい

7/24(水) 踊って遊ぼう
音楽にあわせて、簡単なダンスを親子で楽しもう♪
時間：午前10時30分

7/26(金) あかちゃんひろば
すくすく成長してるかな?
身長、体重を測ってもらいましょう!
時間：午前10時30分から11時まで
持ち物：計測用のタオル、またはバスタオル

7/29(月) 出張広場
7/29(月) 出張広場
親子で簡単な製作遊び、手遊び、
読み聞かせや計測等を行います。
時間：午前10時から午後2時まで
場所：つつみ会館(河内町金江津645番地227)
お近くの方、そうでない方もぜひどうぞ♡



河内町子育て支援センター「おひさま」
住所：河内町源清田5244
(旧かわち認定こども園)
☎080-7722-2670



行政書士による無料相談 (要予約)

- ◆日時 6月15日(土) 午前10時から正午まで
※次回は、7月20日(土)を予定
- ◆会場 河内町農村環境改善センター 農事研究室
- ◆内容 相続や遺言、農地法の許可、その他各種行政手続きに関する疑問、お悩みについてアドバイスいたします。
※予約は、3日前の午後5時まで
- ◆予約・問合せ先 茨城県行政書士会県南支部 ☎090-8582-5821 (飯塚)

**あなたの能力や経験を
シルバー人材センターで活かしてみませんか**

河内町にお住いの概ね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方ならどなたでも入会できます。センターの趣旨やしくみをご理解のうえ入会していただいておりますので、お気軽にお問い合わせください。

- ◆配分金(草刈りの場合)
草刈り(1時間 1,500円消耗品・燃料費含む)
就業時間9:00~16:00(1日)
1,500円×6時間=9,000円
- ◆入会にあたって
会費を納入していただきます。(年額2,000円)
- ◆問合せ先 河内町シルバー人材センター ☎84-5455

農地意向調査のご協力について

町では、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画(地域計画)について、令和7年3月末日までの策定・公表を目指しております。

農業委員会では、農地一筆ごとに将来の耕作者をイメージした「目標地図」の素案を作成します。農業者の皆様や農地の所有者の皆様の、概ね10年後の農業経営を把握するための「農地意向調査」を実施しますので、ご協力をお願いします。調査票は6月下旬以降、順次郵送いたします。

◆問合せ先 農政課(農業委員会) ☎84-6975

高齢者のタクシー料金助成中!!

70歳以上で、次の①か②に該当する方を対象に、1か月6回までの利用を上限にタクシー運賃の一部(最大1,500円/1回)を助成します。※要申請

- ①自動車の運転免許証をお持ちでない方
- ②何らかの理由で自動車を利用できない方

◆問合せ先 福祉課 ☎84-6981

6月の納税等

町 県 民 税 (第1期) | 納期限は
介護保険料 (第2期) | 7月1日です。
※納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

町長の動静
~5月の主な行事~

- 1日 庁議
- 7日 議会臨時会
河内町スポーツ協会総会
- 9日 龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議
- 10日 茨城県建築士会龍ヶ崎支部通常総会
- 12日 河内町手をつなぐ育成会定期総会
- 14日 キッチン菜の花会総会
河内町民生委員児童委員協議会総会
- 15日 命と暮らしを守る道づくり全国大会
- 16日 シルバーリハビリ体操指導士会総会
- 17日 成田空港活用協議会総会
- 18日 かわちこども園運動会
- 19日 三組合合同水防訓練
区長会議
- 21日 稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者等会議
- 23日 龍ヶ崎地区交通安全母の会連合会定期総会
- 24日 茨城県町村会定例会
- 27日 龍ヶ崎地方衛生組合議会臨時会
- 28日 町民ゴルフ大会
- 29日 シニアクラブ連合会総会
- 31日 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会臨時会



屋根工事の点検商法にご注意!

屋根工事の点検商法のトラブルが増えています。勧誘トークを知って被害を防止しましょう



全国の消費生活センターで「屋根工事の点検商法」に関するご相談が増加しており、この5年間で約3倍に増えています。

また、契約者の8割が60歳以上で、特に高齢者の方々に注意していただきたいトラブルです。

突然の訪問で「屋根の点検」を持ちかけ、「このままでは雨漏りする」などと言っては不安をあおり、「高額な工事」の契約をさせられるケースが多くみられます。中には、「ご近所で工事している」などと、うそをつくケースもみられます。不利な契約をしないように気をつけましょう!

- 相談事例**
- 「屋根瓦がずれているのが見えたが、雨漏りする」と言われたので、突然来訪した業者と急いで工事の契約をしたが、考えてみたら不審だ。解約したい。
 - 実家の父が「屋根瓦が傷んでいる」と訪問して来た業者から屋根の写真を見せて言われ、工事の契約をしたが、うちの家の屋根の写真ではないようだ。キャンセルしたい。
 - 突然、訪問して来た業者から、「屋根が傷んでいるが、今なら割引できる」と言われて、工事の契約をしたが、その後も外壁や床下など、次々に工事を勧められた。高額過ぎるので解約したい。

トラブル防止のポイント!

- 契約時
 - ・突然訪問してきた業者に勧誘されないように、簡単に点検を頼まないようにしましょう。
 - ・点検後に「このままでは雨漏りする」と言われても、すぐに契約せずに**地元の業者やホームセンターなどに再度点検**を頼んでみましょう。
 - ・「今、契約すれば割引する」と言われても、**慎重に検討**してみましょう。
 - ・「保険金が使えらる」というトークには気をつけて、**保険会社に確認**してみましょう。
- クーリング・オフ
 - ・突然の訪問販売や電話で、思わず契約した場合は、特定商取引法に定める書面を受け取った日から、8日以内なら、はがき等で、クーリング・オフ(契約解除)を申し出ることができます。8日以内有効というのは、例えば「火曜日に契約したら翌週の火曜日の消印まで有効」ということです。証拠を残すために、はがき両面をコピーし、郵便局の窓口で、特定記録郵便(160円)で出しましょう。クーリング・オフ期間を過ぎても解約できる場合もありますので、ご相談ください。

困ったときには、1人で悩まずお早めにご相談ください

参考：国民生活センター、消費者庁のホームページ、くらしの豆知識

◆問合せ先 まちづくり推進課 消費生活相談係
相談日：火曜日、木曜日 9:30~16:30(12:00~13:00除く)
☎84-6976